委　託　契　約　書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、令和８年度女性活躍・働き方応援シンポジウム実施業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、令和８年度女性活躍・働き方応援シンポジウム実施業務を別添「令和８年度女性活躍・働き方応援シンポジウム実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり乙に委託する。

（委託業務の実施）

第２条　乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添の仕様書に従って行わなければならない。

２　前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第３条　委託期間は、この契約の締結の日から令和９年３月５日までとする。

（委託料）

第４条　委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金　　円（うち消費税及び地方消費税額　　円）を超えない額とする。

（実施計画書）

第５条　乙は、実施計画書（様式第１号）を、この契約締結後７日以内に甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

２　乙は、実施計画書の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

（業務完了報告書）

第６条　乙は、令和９年３月５日までに業務完了報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。

２　この場合において、第７条第２項の規定による概算払を受けたときは、業務完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

３　甲は、第１項の規定により、乙から提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料

の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（委託料の支払）

第７条　甲は、第６条第３項に定める通知をした後に、乙の請求により支払うものとする。

２　甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託費の 90%以内の額を概算払することができるものとする。

３　乙は前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第３号）を甲に提出するものとする。

４　甲は、前項の規定による乙の請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第８条　乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰することが明らかなものについては、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（再委託）

第９条　乙は、この委託業務の全部を一括して第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託をすることはできない。

３　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託した業務を受託した者と約定しなければならない。

（委託業務の変更等）

第 10 条　甲は、委託業務の内容につき、変更する必要が生じたときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

２　乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要が生じたときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

（改善の指示等）

第 11 条　甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示できるものとする。

（委託業務の中止等）

第 12 条　乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

２　甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

（契約違反による解除）

第 13 条　甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定による解除によって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

３　甲は、委託業務が完了し甲が委託料を乙に支払った後に、乙がこの契約に違反したことが明らかになった場合、乙に対し委託料の一部又は全部を返還させることができる。

（権利義務の譲渡）

第 14 条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

（著作権の帰属）

第 15 条　委託業務に係る成果物が著作権法（昭和４５年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第２章及び第３章に規定する著作者の権利(同法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下「著作権等」という。）は甲に帰属する。

（秘密の保持）

第 16 条　乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

２　乙は、委託業務の成果（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。

３　前２項の規定については、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第 17 条　乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第２項第１号において準用する同条第１項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、個人情報の取扱いに関する別記特約事項を遵守しなければならない。

（帳簿等の保存）

第 18 条　乙は、委託業務に係る経費について、金額の出納を明らかにした帳簿及び関係書類を整備しておかなければならない。

２　乙は、前項に係る帳簿・書類等を業務完了の翌年度から起算して５年間保存するものとする。

（実施状況の調査等）

第19条　甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の実施状況について実地に調査できるものとする。

２　乙は、甲から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第20条　乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（暴力団排除措置）

第21条　乙は、委託業務の実施にあたり、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第７条の規定に基づく別紙誓約書を契約締結時に甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定の実効を規定するため、必要に応じ警察本部に対する照合を行うことができるものとする。

（協議）

第22条　この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　年　月　日

水戸市笠原町978番６

甲

茨城県知事　大井川　和彦

乙

（様式第１号）

令和８年度女性活躍・働き方応援シンポジウム実施業務
実施計画書

年　月	業　務　内　容	経費（円）	備考
合　　計			

（様式第２号）

年　　月　　日

茨城県知事　　殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

令和８年度女性活躍・働き方応援シンポジウム実施業務
業務完了報告書

令和　　年　　月　　日付けで受託した標記業務が完了しましたので、令和８年度女性活躍・働き方応援シンポジウム実施業務委託契約書第６条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　精算書

区　　分	金　　額
契約額　　a	円
概算払受領済額　　b	円
年間所要額　　c	円
過不足額　　c-b	円
契約残額　　c-a	円

２　業務の実績

(1) 実施報告書（任意様式）

(2) 収支決算書（任意様式）

(3) 成果物

（様式第３号）

年　　月　　日

茨城県知事　　殿

所在地
団体名
代表者名

概　算　払　請　求　書

令和８年度女性活躍・働き方応援シンポジウム実施業務委託契約書第７条第３項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

１　委託料

２　概算払請求額

３　残額

４　概算払を必要とする理由

５　振込口座

金融機関名	銀行　　支店
預金の種類	１ 普通　　２ 当座　　３ その他（　　）
口座番号	
口座名義（フリガナ）	

（別　記）

個人情報の保護に関する特約事項

1　受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2　個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3　個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4　個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5　個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、委託者の承諾を受けなければならない。

6　個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。

7　返還義務

委託事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）は、委託業務完了後、速やかに委託者に返還しなければならない。

8　不要情報の廃棄

委託事務を処理するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から５年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

9　本特約事項に違反した場合の措置

委託者は、受託者が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。